

○交通反則事件の送致手続の特例について（昭和43年7月1日例規第20号）

交通反則通告制度の実施に伴う、交通反則事件の送致手続について、奈良地方検察庁検事正より別添のとおり指示があり、次により取扱うこととしたので誤りのないようされたい。

記

- 1 交通反則事件で反則金の納付のあつたものは送致を必要としないので通告センターにおいて関係書類を保存することとする。
- 2 告知を行わない特例（住所氏名が明らかでないとき、逃亡のおそれのあるとき。）に該当しない反則者を証拠いん滅等の理由で逮捕した事件については、別記様式により、反則者の氏名、年令、職業、反則行為の要旨、逮捕の態様およびその期間を記載し、前月分を一括して翌月5日までに報告することとし、通告センターはこれを取りまとめて奈良区検察庁に通知するものとする。
- 3 告訴、告発等にかかる事件については、事件処理に必要な調書等の捜査書類を作成した後告知書を交付して、関係書類を添えて報告し、通告センターは当該事件について反則金の納付があつた場合にあつても関係書類の謄本を奈良区検察庁に送付するものとする。

（別添及び別記様式省略）